

『古今栄雅抄』の一条兼良説：『一禅御説』『柿本 備材抄』との関連から

日高, 愛子
九州大学大学院人文科学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25252>

出版情報：語文研究. 111, pp.13-29, 2011-06-03. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：



『古今榮雅抄』の一条兼良説

——『一禪御説』『柿本備材抄』との関連から——

日 高 愛 子

説同心之所々令書加処也。

慈照院殿也

抑此伝受之義者、於將軍家飛鳥井雅親御講尺之本在之、
爰所為受持速水親祐、拙者数年知音之間望之堅固随有恠
惜強而懇望之条、以彼御本令伝受者也。末代之重宝明白
儀、可貴仰者也。此集無義之哥随多之不漏一首所注之也
定可有誤也。將又此本之表紙信夫摺也。是又於世間未曾
有物也。昔者所用狩装束、今摺与白麻事、猶為珍重事也。
疎相之物不用、丹青為賞翫故也。此摺之事、伊勢物語、
当集之恋四、於融公之詠歌有其沙汰事也。今愚比丘余七
十、以不見之老眼書之。落字書誤等一覽之時可直之。唯
是顯此道無二之志、老筆見苦敷而已。

永祿四年二月十八日書果畢

雅世 雅親 雅俊 御家系図畧之三代記之

一
榮雅こと飛鳥井雅親（二四一六・一四九〇）の『古今集』講
釈を聞書したという『古今榮雅抄』（以下、『榮雅抄』）には、
「一禪御説」などと記して一条兼良（一四〇二・一四八二）の説
が屢々引用される。該書の永祿四年（一五六二）の奥書には、
次のように記されている。（注）

右此古今集之清書、一宗乱入之時、住宅炎上之間、被取
火神成烟、雖然大方端々覺之分書集之畢。以其次定家卿
僻案抄之説等、并一条禪問御説書之。嘗彼御子前大僧正
良鎮内々古今可有御伝受之由在之、無餘日御他界言語道
断之事、爾今不忘思之、此道少々涉指南之故、当家之御

これによると、引用される兼良説は、(1)焼失した原本を復原する際に後人の手によって定家の『僻案抄』の説等と併せて追補された(「以其次定家卿僻案抄之説等、并一条禅閣御説書之」)ものであり、それというのも、(2)兼良の息、良鎮(生年未詳・一五六-)より「少々」「指南」を受けていたため(「嘗彼御子前大僧正良鎮内々古今可有御伝受之由在之、此道少々涉指南之故」)、(3)「当家之御説」と「同心」の部分について書き加えた(「当家之御説同心之所々令書加处也」)のだという。

この「一条禅閣御説」について、片桐洋一氏は、定家説を「僻案抄」と断って引用する例が極めて少ないのとは対照的に、

兼良説の場合は、「一禅御説」と断って引くのが普通であり、またその引用が非常に多いのである。

と述べている。しかしながら、実際には「一禅御説」と断り書きのない歌注においても兼良関連文献からの援用は多々認められるのであり、兼良説の受容をめぐっては猶検討すべき問題が残されているように思われる。

更に、片桐氏は、『栄雅抄』の再編にあたって編者が「一条兼良の『一禅御説』には特に執着し、『歌林良材集』、『伊勢物語愚見抄』、『花鳥余情』に至るまで博覧して必要事項を応

用して述べる」ことを明らかにしたうえで、

「栄雅抄」の引く「一禅御説」は、兼良やその息の良鎮大僧正から直接伝授されたものではなく、良鎮大僧正が約束しながら果せずに入寂したゆえに、このように兼良関係文献を渉獵したものを、「一禅御説」として所々に配置したというわけであろう。

とも述べている。
本稿では、こうした先学の指摘を受けて、「一禅御説」との断り書きの見られない歌注も含め、『栄雅抄』の復原過程において兼良説が撰取された経緯とその意味について再考を試みたい。

二

まず、「一禅御説」と明示して引用される内容について、兼良関連文献と対照した結果を次に掲げる(表1)。

明らかに典拠となつたと思われるのは、『一禅御説』が最も多く十七箇所、次いで『伊勢物語愚見抄』が十箇所、『歌林良材集』が五箇所である。それに対し、兼良の『古今集』注釈である『古今集童蒙抄』からの引用はさほど認められない。兼良が顕昭の説、とりわけ『顕注密勘』を重視していた

【表1】

古今集	一禅御説	童蒙抄	和歌題林抄	歌林良材集	愚見抄	花鳥余情
序(底本)						
"(ちりひぢ)						
"(ただこと歌)					一条禅閣 伊物愚見抄	
"(吉野の桜)						
"(深草の御国忌)						
"(小野小町)						
"(小野小町)					一条禅閣 愚見抄	
3						
59						
152						
169						
171						
191						
268						
351						
368						
378						
388						
402						
407						
410						
418						
476						
508						
536						
616						
625						
669						
775						
785						
845				歌林良材		
846						
850						
872						
879						
882						
892						
933						
1021						
1060						
1081						
1082						
1086						
1092						

...同内容を有するもの

...一部一致、或いは小異のみで概ね一致するもの

...ほぼ完全に一致するもの

ことは既に指摘されるところであるが、なかでも『古今集童蒙抄』は『顯注密勘』に依る部分が大きいため、既に『顯注密勘』をふんだんに活用する『宋雅抄』にしてみれば、あまり利用価値がなかったたのであろう。

ここで最も多くの引用が確認される『一禅御説』は、武井和人氏が兼良の言説の聞書として翻刻・紹介したものである。^(注)内容は、『古今集』のみならず、『伊勢物語』や『源氏物語』、有職故実に至るまで多岐に亘り、文明十年（一四七八）から翌十一年にかけての講釈日と思しき年月日が逐一記録されることから、段階的な講釈に基づく聞書であったかと想像される。

この『一禅御説』なる聞書が、『宋雅抄』においてどのように受容されているかについて、今少し具体的に検討してみよう。

三

『一禅御説』全二三〇条のうち『古今集』に関わる内容について、『宋雅抄』及び、同じく宋雅の『古今集』講釈を聞き書した『蓮心院殿説古今集註』^(以下)とを対照した結果を次に掲げる（表二）。

一見して明らかのように、『蓮心院註』とは関連性が見出せない一方、『宋雅抄』ではかなりの割合で『一禅御説』からの引用がなされている。例えば、四三一番歌（物名）の「をがたまの木」について、『宋雅抄』には、

をか玉の木といふ事説々有。但一様にあるべからず。定家卿は木也。証歌云

おく山にたつをだまきのゆうだすきかけて思はぬ時
の間ぞなき

狭衣云。

谷ふくみたつをだまきは我なれやおもふおもひの朽
てやみぬる

かゝる歌ぞふるく聞ゆる。もし一字を略していへるにや
と也。

とある。典拠は何も示されていないが、『一禅御説』を見る

古今物名にをかたまの木といふ事説々有之但不可一様
定家卿太木也證哥云おく山にたつをだまきのゆふたすき
かけておりはぬ時の間そなき狭衣云苔ふかくたつをたま
木は我なれやおもふおもひの朽てやみぬるかゝる歌ぞふる
く聞ゆるもし一を略していへるとや（59条）^(注)

とあり、この記述を取り込んだものであること、明白である。

また、四四五番歌（物名）の「めでにけづり花」について、

『宋雅抄』に、

詞書にめでにけづりばなさせりといふ事。古今三種の秘事なりといひて説々おほし。定家卿はめでとていふ草有。

その草につくり花したる也といへり。

とある記述も、『一禅御説』に、

古今物名二種に秘事の中めとにけづり花さすとのふ事有説々同家々所存各別也定家卿の所用者めと云草ありそのくきに作花をしたる也と云り（66条）

とあるのに依つたものと判断される。『宋雅抄』の「定家卿」の説はいずれも、

をがたまの木

木の名のつゞきに、かきならべたれば、うたがひなき木の名とみゆ。されど、ちかき世に、さる木ありといふ人なし。古歌とて、

おく山にたつをだま木のゆふだすきかけておもは

ぬ時のまぞなき

此歌、ふるくきこゆ。もし字ひとつを略していへるにや。さ衣と云物語に、

谷ふかくたつをだま木は我なれや思ふおもひのく

ちてやみぬる

めでにけづり花させりける

書、めでといふ物の名也。草類也。（注）

という『僻案抄』の「古今集部」末尾に付された秘事に由来するが、『宋雅抄』ではこうした定家説を『僻案抄』そのものから引くのではなく、『一禅御説』から孫引きしているのである。秘事として重要な『三木』に関して、定家の著作を直接受けずに、歌道家でない兼良の関連文献から敢えて援用する点、『宋雅抄』が如何に『一禅御説』を重視していたかが窺える。

ところで、『一禅御説』には、『三木』と並ぶ秘事である『三鳥』のうち、「ももちどり」「よぶこどり」についても記事があるのだが、『宋雅抄』はそれを引用していない。二八番歌（春歌上）の「ももちどり」について、『一禅御説』では、

百千鳥とすみて可読と云説あり聞よからす只もちどりりなるへしと奉早（25条）

と清濁の問題を説いているのだが、『宋雅抄』は『顯注密勸』を殆どそのまま祖述しただけである。多くの注釈書が問題にしていないことから、『宋雅抄』でも「ももちどり」の清濁については殊更取り上げる必要を認めなかったであろう。また、「をちこちのたづきも知らぬ……」の歌（二九・春歌上）

の「よぶこどり」についても、『宋雅抄』では『顯注密勅』を祖述した後、

よぶこ鳥。説々おほし。只よぶこ鳥といふ鳥の春有にてこそあらめ。何鳥としりて。異名を歌によまざれば。註なき事也。口伝ありとも。かくこゝろえてありなん。はこ鳥といふ。此鳥のなく声。人を呼に似たり。実説喚子鳥といふ。

とある。『一禅御説』には、

よぶこ鳥の事家々説おほし是は只よぶこ鳥と云鳥ありもやすらんと思ふへし鳳鳥などのめてたき鳥も誰が見し口伝有とも以別名「よぶこ鳥と可し詠やと奉孕」(28条)

とあり、似た表現もあることにはあるが、直接的な関係は認め難い。『宋雅抄』の説く「はこ鳥」の詳細はさておき、傍線部の如く実体のない「よぶこどり」を単に春に鳴く鳥と解すことについては、『蓮心院註』にも、

よぶこ鳥ノ事、説々多シ。或ワ猿、或ワツノ鳥、又ワ鳩はこ鳥トテ、高麗ニ子ヲ驚ニトラレタル者ノ、子ワくト云フ、はこ鳥ト云説アリ。只、春山ニ鳴鳥ニよぶこ鳥ト云鳥アルト心得ベシト也。(東山御文庫蔵本)

とあって、元来宋雅の講釈において示されたもののようにである。

このように見てくると、『宋雅抄』が「三木」「三鳥」において、どのように「一禅御説」を取捨選択したかが推測できる。『宋雅抄』には『顯注密勅』に寄り掛かる注が多く、「もちどり」「よぶこどり」に関して『顯注密勅』の内容を第一に踏まえている。だが、「をがたまの木」「めどにけづり花」については『顯注密勅』で秘されていることから、『僻案抄』を基に纏めた『一禅御説』の記事を取り入れたのであろう。それにしても、前掲の永祿四年の奥書によれば、兼良説は(1)焼失した原本を復原する際に後人の手によって定家の『僻案抄』の説等と併せて追補された筈である。時に御子左家の言説を掲げることと歌道家としての権威を主張することもあつた飛鳥井家の立場からすれば、兼良よりも定家の著作を尊重して然るべきであらう。にも拘わらず、「をがたまの木」「めどにけづり花」について、定家の『僻案抄』より優先的に兼良の『一禅御説』を引用するのは何故であらうか。「桜花さきにけらしも…」の歌(五九・春歌上)について、『宋雅抄』に、

定家御密勅に。芦引を。清てよむよしあり。たゞ濁てよしと。一禅御説也。

と記すところにも、これと似た態度が認められる。この「一禅御説」は、

あしひきを顕注密勸抄に定家卿勸申所にあしひきと声をさせり不審申せしかは不被見也只あしひきと聞よきにしかかふへしと奉早(29条)

という『一禅御説』の内容に従ったものである。元来『宋雅抄』は『顕注密勸』を重視しているのだが、ここでは、

山峡説はあるべからず。あし引の事、此等説たれも申置たり。久方、足引など云て、かく云つゞけつる事、今はたどりしるべからずとぞ侍し。足ひきなどよむ人侍なれど、たと葦ひきとのみ申されき。

という『顕注密勸』の定家説に依らず、『一禅御説』を優先して採用しているのである。

また、「いたづらにすくす月日は…」の歌(三五・賀歌)について、『宋雅抄』に、

一禅御説。おもほえての清濁の説。濁説面白やと也。定家卿の説もこれにおなじ。

とあるのも同様である。ここでも『宋雅抄』は、『顕注密勸』における定家説(注)に優先して、『一禅御説』の、

いたづらに過る月日はおもほえて花見てくらす春そすくなき古今哥てノ字清濁有沙汰等也濁説おもしろくや両

説也(89条)

という兼良説を採用している。

『一禅御説』を重要視する態度はこれだけではない。『宋雅抄』の巻頭には次のような注記が見られる。

明日香井あすかゐの家には、嘉禄・貞応いづれももちゐながら。

諸家しよけに今、貞応の本をもちゐらるゝによりて、貞応の本にて。宋雅あやが。將軍家せんがにおゐて御講尺かうじやくなり。一条いちじょう、禅閻ぜんえんは、貞応の本はあやまりおほし。嘉禄の本をもちゐてよしと有。

『宋雅』が將軍家への講釈に貞応本を用いたとあるように、飛鳥井家では貞応本を用い、これに対して冷泉家では嘉禄本を用いたことは周知のことである。ところが、『宋雅抄』に引かれる「一条、禅閻」説では、「貞応の本はあやまりおほし」とし、嘉禄本を評価しているのである。飛鳥井家の立場からすれば、これは極めて不都合な内容と言わざるを得ないであろう。にも拘わらず、

平定文是を貞応の本には用「貞字」然シ嘉禄本二八用「定字」尤よし惣而嘉禄本はまさされり貞応には誤多と奉早(14条)

という『一禅御説』に依つたかと思しき兼良の言説を敢えて取り上げたのは何故であろうか。

同様に、仮名序の「ちりひぢ」について、『宋雅抄』に、
ちりひぢとは。塵泥とも泥湿とも書。一条、禅閻御説。

「二条家には。ちりひぢとよめり。冷泉家には。ちりいぢ

とよむ。ひの字をいとよむ事は。おもひ。こひ。勿論な

るに。上におめて。ひをいとよむ事不審なり。たゞちり

ひぢなるべき也。別にちりいぢといふ名あらばしかり。

塵泥ならば。ちりひぢなるべしと也。明日香井の家には。

ちりいぢとよむべきと也。日本紀に土をひぢとよむ。

所謂泥土煮。沙土煮といふ。ちりはうるへる土とす。ひ

ぢは。ひたる土とす。しかれば麓の塵泥よりなりてと心

得べきにや。宗匠家にも。いぢとよむべしとなり。但日

本紀の泥土の注に、干毘尼と付たり。沙土の注に。須毘

尼とつく。しかればひぢといふを正とすべきにや。土

泥の二字。いづれをもひぢとよむなり。よみあぐる時は。

いぢをよむ。人いづれぞとはゞ。ひぢとよむとこたへ

よ。口伝也。これをしらずして。顕昭など。ひぢと計い

へる説おかしき事也

と見える。「一条、禅閣御説」もまた、「一禅御説」に、

古今序にたかき山も麓の塵ひぢよりと有は塵泥とかけり

然は二条家にはちりひぢとよめり冷泉家にはちりいぢと

よめりひノ字を下にをいていとよむ事は恋思勿論也上に

置いていとよむへき事不審也只ちりひぢなるべき也別にち

りいぢといふ名あらは然り塵泥ならばちりいぢ成へしと

奉平（34条）

とあるのを受けたものである。「明日香井の家には。ちりい

ぢとよむべきと也」「よみあぐる時は。いぢをよむ。人いづ

れぞとはゞ。ひぢとよむとこたへよ。口伝也」と説く飛鳥

井家にとつて、「一条、禅閣御説」は自家の説と対立する都合

の悪い内容であつた筈である。

こつした兼良説の引用は、先述した永祿四年の奥書に見え

る③「当家之御説」と「同心」の部分について書き加えた

という記述とも矛盾するのではあるまいか。

『宋雅抄』の明応七年（一四九八）の奥書には、

本云

此本以当家相伝之本校合之。相違之所直付乎可為証本歟

明応七年四月日 飛鳥井宋雅自筆奥書也

従三位 在判

とあり、続く永祿四年の奥書にも、

抑此伝受之義者、於將軍家飛鳥井雅親御講尺之本在之

爰所為受持速水親祐、拙者数年知音之間、望之堅固隨有

恠惜、強而懇望之奈、以彼御本令伝受者也

という記述があることを踏まえれば、「当家」は従来指摘さ

れる通り飛鳥井家のことをいう筈である。つまり、「一禅御

説」に依つて引用される兼良説は、『宋雅抄』の本源である

筈の「当家」即ち飛鳥井家の講釈内容を補強し深化させる役割を果たすものではない、というところである。飛鳥井家説と齟齬をきたす内容であっても、『一禅御説』を引く態度からは飛鳥井家という枠組みに束縛されない再編者の人物像を髣髴させる。

このように考えたとき、先の講釈の底本や「ちりひぢ」の例を始めとして、注意しておきたいことがある。それは、奥書では「当家」とあるものの、注釈内においては「当家」の記述は一切見られず、飛鳥井家説はあくまでも「明日香井の家」「飛鳥井家」としか記されない点である。例えば、「ちりひぢ」の場合、『一禅御説』によつて「二条家には…」「冷泉家には…」と両家の説を並列した後、「当家」ではなく「明日香井の家には…」と述べるなど、その書き方には飛鳥井家から多少の距離を置いているように感じられる。

他にも、仮名序及び八四六番歌（哀傷歌）の詞書に見られる「御国忌」の読みについて、『宋雅抄』では、

一条禅閣御説には、御国忌を、みこつきなるべし。こつと濁てよむはあしき也 飛鳥井家にはみこきとよむべきと也

のよつに、『一禅御説』の

御国忌みこつき成へしこつと濁てよむかあしき也（87条）

を引いた上で、飛鳥井家の「みこき」説を併記している。「御国忌」を如何に読むかは秘事としても屢々取り上げられるものであるが、『顯注密勘』や『僻案抄』等に記されないことも、「一条禅閣御説」を引く一因であつたらう。それにしても、時に宗匠家を厳しく批判もした兼良の説を飛鳥井家説と対等に並べる姿勢には注目される。こつとした『一禅御説』の引用態度からは、再編者の『一禅御説』への思い入れの深さが認められよう。

また、先の「ちりひぢ」の歌注に、

宗匠家にも、いぢとよむべしとなり。但日本紀の泥土の注に、干毘尼かんひにと付たり。沙土の注に、須毘尼すびにとつく。しかればひぢといふを正とすべきにや。

とあることにも注意したい。抑も飛鳥井家が「ちりいぢ」説をとるにも拘わらず、『宗匠家』にも「いぢとよむべしとなり」などと記す必要があるのであらうか。また、仮名序の古注「天の浮橋のしたにて…」について、『宋雅抄』には、

此注は貴之奏覧の本にはなし。公任卿の所為なりといふ。宗匠家には、貴之所為といへる誤也。古賢これを見わけられざるにや。

とある。この古注を貴之のものとは見做すのは、『両度聞書』（注）にも、

此古注について説々あり。二条の家には、貫之注すと用なり。…(中略)…二条家のをしへは貫之を別而あぶぐゆへに公任卿の書かといふ事をはゞかりて不_レ用_レ之。為家卿疑抄にも貫之の古注なり。山桜の歌兼盛と云々。是真なるべし。此注を古注と号する事此注よりさきに古今の注なかりし故にやと云々。

とある如く、二条家の説である。因みに、『蓮心院註』には、此註、或説、貫之自問自答と有。但、公任卿の註也と一説也。俊成卿、定家卿ともに褒美と云々。可用。

として両説を挙げ、飛鳥井家としては「公任」説を支持しているようである。それにしても、『栄雅抄』において、歌道家である飛鳥井家の人物が二条家を「宗匠家」と呼ぶことは、如何にも不自然である。同じく仮名序の「富士の山も煙たゝずなり」についても、『栄雅抄』は、

飛鳥井家には不断を用ゆ。雅経為家卿に。不立・不断はいづれを用ひられしとありしに。不断を用ゆといへり。秘してにはあらず。むかしは物を正直にいへる也。宗匠家にも。富士の煙はむかしより今にいたるまで。たえぬ事なれば。不立といはん事しかるべからず。不断を用ゆといへり。

と記している。飛鳥井家の人物が家説と同じ「不断」説を

「宗匠家にも…不断を用ゆといへり」と述べたのだとすると、不自然さを禁じ得ない。こうしたところに、『栄雅抄』の再編者が歌道家から聊か距離のある人物であつたことが想像される。そのため、この再編者は、飛鳥井家の聞書を珍重こそすれ、復原するにあつて飛鳥井家の説を「当家」とは書き得なかつた。一方で、再編者は、その奥書にある通り、(2)兼良の息良鎮より「少々」「指南」を受けていたのである。その「指南」とは、『一禅御説』の如き兼良の言説を纏めた聞書等の相伝を指すものであるかもしれない。そうした事情から、歌道家の中で重要な秘事においても、『一禅御説』の兼良説を採用することになつたのではあるまいか。『一禅御説』を閲覧し受容するには、当然ながら兼良に近い人物が介在しているはずであり、兼良の息子である良鎮は、まさにそのような人物であつた。

四

そのように考えるのは、『一禅御説』と同じく兼良説の聞書とされる『柿本備材抄』^(注14)との関連が認められるからである。例えば、一〇八二番歌(神遊びのうた)左注の「承和の御へ」について、『栄雅抄』には次のような「一禅御説」の引用が

見られる。

承和の御べとは。仁明の御事なり。一禪御説。御べとは御贄なり。大嘗会の時悠紀主基の国より。みつぎ物奉るを贄と云也。

この「一禪御説」は、『古今集童蒙抄』に、
仁明天皇の大嘗会の時、悠紀は近江。主基は備中なり。
備中国より御贄をたてまつる時そへたる歌也。御べは御贄といふ心也。

とあり、『古今集秘抄』にも、

悠紀は近江主基は備中也これは備中の国「大嘗会の時」より御贄をたて奉る時そへたる歌也御へは御贄とかく也とあつて、同じ内容が確認される。だが、『宋雅抄』に最も近似するのは、

一承和の御へ 御へは御贄也大嘗会の時悠紀主基の国より御つき物奉るを贄といふ也代々の悠紀主基の哥を是本歌に准すへき由侍りいかにも堪能人をえらひてよませらるへき物に侍り哥の灌頂にて侍るへきとなん
という『柿本備材抄』の前半の記事なのである。

また、「玉だれのこがめやいづら」の歌（八七四・雑歌上）について、『宋雅抄』には『顯注密勘』を引用した後、
一説御説かめに玉のたれたるかたの有を云といへり。俊

成卿。こがめの玉たるゝ事にくし。たゞ玉垂の鈎といはんとて。こがめとつゞけたるにて有なんと云々。玉たれの簾を云也

とある。版本に「一説御説」とあるのは「一禪御説」の誤記であり、神宮文庫蔵本（外題は「詰訓抄」）には「一禪御説」と書かれている。これが、『柿本備材抄』の、

かめに玉のたれたるからのあるをいふと云り俊成卿かめの玉たるゝ事にて候たゞ玉垂の鈎といはんとて小瓶とつゞけたるにて有なんと云々玉たれば簾をいふ也万葉には玉垂のこすのともよめり

という記事に殆ど一致するのである。

武井氏によれば、『柿本備材抄』は、寛正・文正・応仁・文明初年にかけて行われた兼良の良鎮への講釈が基となっており、良鎮が聞書を纏めた後、兼良が改めて刪補したものを兼良が薨去した文明十三年（一四八二）四月二日以後に良鎮が再び奥書を加えたものだという。

『宋雅抄』には、『柿本備材抄』の内容と類似する箇所が他にも散見される。抑も『柿本備材抄』自体が、『歌林良材集』や『古今童蒙抄』、『伊勢物語愚見抄』、『花鳥余情』とも重なる内容を多く有するため、それらの類似する『宋雅抄』の内容について必ずしも『柿本備材抄』を受けたものとは断言し

難いが、少なくとも右の二例に関しては、『柿本備材抄』との関連性を明確に認められよう。『一禅御説』を纏めた人物は未詳であるが、良鎮の深く関与した『柿本備材抄』を以て補筆する点からも、『栄雅抄』再編者と良鎮との密接な交流を推察することができる。奥書の書かれた永禄四年時に「今愚比丘余七十」だったという再編者は、逆算すると、良鎮の没した永正十三年には二十歳半ば頃であつた。だとすれば、年齢的にも良鎮から②「少々」「指南」を受けていたとしてもおかしくはない。

五

では、良鎮より「少々」「指南」を受けたというその再編者は誰か。片桐氏は、

奥書末尾の「御家系図略記」の左下に親祐に続いて見える「玉信」こそがその人であるとするほかないのではな
いか。版本では親祐の下に名が見えるのだが、大阪府立図書館本・蓬左文庫本・東洋文庫本では「玉信^{辨在}」となつていて、老比丘の名が玉信であることを明白に示している。

と指摘したうえで、「玉信の出自や閥歴については全く不明」

としている。因みに、神宮文庫蔵本には、「御家系図略之三代之」と記した後、

雅世——雅親——雅俊
└───┬───
親祐——玉信（花押）

とあつて、果たして片桐氏の指摘の如く、雅親から雅俊、親祐、玉信という相伝系譜が明記されている。但し、『栄雅抄』が親祐から玉信なる人物の手に渡つたのがいつの時点であつたのかは未だ判然としない。雅俊に続く親祐の名が、雅俊門下で大内家の被官であつた速水親祐（生没年未詳、一五二五年生存）のことであることが、井上宗雄氏や米原正義氏を始め、片桐氏によって夙に指摘されており、玉信もまた大内家周辺の人物であつた可能性は高い。

飛鳥井家の歌学と兼良・良鎮の学識の双方を折衷する役割を大内家が担つたことは、十分に想定されることである。

『栄雅抄』の再編時期から時代は若干遡るが、大内政弘（一四四六・一四九五）は、文明年間に兼良より『花鳥余情』や『花鳥口伝抄』、伊勢物語愚見抄』を贈られ、延徳二年（一九〇）には良鎮から兼良筆の『源氏物語』を贈られるなど、一条家と大内家との頻繁な交流は井上氏や米原氏によって既に明らかにされている。具体的内容については別に改めて考

察することとしたいが、「表一」にも示した如く、『宋雅抄』には『伊勢物語愚見抄』や『花鳥余情』等からも引用がなされる。大内家を取り巻くこうした兼良・良鎮との親交が土壤となり、『宋雅抄』が再編されたとすれば、永祿四年の奥書の通り良鎮から再編者へ何かしらの「指南」があったことも十分考え得るし、その結果纏述したような『一禅御説』や『柿本備材抄』の兼良の言説が活用されるに至った理由も納得されるのである。

兼良は豊かな学識を持ち、公家歌人としても有力な存在であり、歌合を催し判者となることも度々だったようである。井上氏が詳論するように、兼良は冷泉家との密接な繋がり故に、二条家や飛鳥井家に対しては対抗意識があったとい^(注1)うが、兼良が歌人として当時の歌壇を代表する一人であったことは間違いない。博学多才、歌人としても歌道家と比肩できる兼良の言説を引くことは、歌学書を権威付けることにも成り得たであろう。

今一つ考えておきたいのは、『宋雅抄』の復原に際して、こうした兼良の言説が『僻案抄』の定家説と併せて追補されたことの意味である。『古今集童蒙抄』冒頭の序には次のようにある。

此集に顯注密勅といふは、顯昭法師が注したりを、京極

中納言ひそかに是非を勧づけられたれば、歌の義理にきては事つき侍り。又ひさしく世間に流布せれば見のこす人もあるべからず。このほかに僻案抄といふ物は、三代集の難義を、これもおなじ中納言のかゝれたる物也。うちまかせては世にひろまらざれども、近年聞てうつしをける人も侍るにや。…(中略)…すべて家々の諸説、人々の覚悟、更に巨細をしらずといへども、歌の道にきては、定家卿の説をはなれては、すこぶる傍若無人也。そのいはれば基俊・俊成より此道を伝えて三代になれり。和歌の奥義、秘事口伝、残る所有べからず。しかれども近き世となりて、かの子孫のうち、邪僻を執し、あやまりを伝へたる事も侍にや。

この序に明らかなように、「定家を正統と仰ぎ繼承する兼良が『顯注密勅』に加えて『僻案抄』を重視したことは、夙に指摘されてきた。兼良のこうした意思は良鎮にも引き継がれたであろうし、『宋雅抄』の再編者に対して良鎮から多少なりとも「指南」があったとすれば、そこにもまたこのような兼良の考えは含まれていたに相違ない。『蓮心院註』にも引かれ、『宋雅抄』の原聞書の時点で既に活用されていたであろう『顯注密勅』はさておき、復原段階で兼良説と共に『僻案抄』が補筆されたのは、「歌の道にきては、定家卿の説

をはなれては、すこぶる傍若無人也」という兼良の言説が響いているのではあるまいか。

『蓮心院註』の京都大学蔵本・今治市河野信一記念文化館蔵本にみる後人による改編や、広島大学蔵本の書入れにも、『僻案抄』が追補されたり、兼良の説が僅かに記された経緯は看取できる。或いは、『両度聞書』にも兼良の説の記述が僅かながら認められる。このように、定家の『僻案抄』や兼良の言説を用いる動きはあるにはあるが、『栄雅抄』の如く顕著なものではない。時に『顕注密勅』や『僻案抄』の定家の説に先んじて、兼良の説を述べよとする補筆態度から察するに、『栄雅抄』の再編者は良鎮から「指南」された兼良の言説を尊重することに先ず意識が働いていたようである。結果的に見れば、こうして学才高い兼良の言説がふんだんに引かれ、加えて歌道家の正統性を示す定家の名が処々で認められることは、歌字書を権威付けることにもなった。何より兼良説の引用は、『栄雅抄』の注釈に「歌道家に束縛されない客観性をもたらし、爾後の注釈書としての評価を得ることに繋がつたのである。

こうした高評価とも相俟って、『栄雅抄』は後に飛鳥井雅章の手を離れ北村季吟の入手するところとなった。季吟がこれを『八代集抄』の『古今集』注として殆どそのまま組み込んだことは有名だが、その本文は、兼良説や『僻案抄』の引用に至るまで全て版本『栄雅抄』に一致している。即ち、玉信なる人物によつて兼良説や『僻案抄』の加筆とともに復原された再編本が、その後も飛鳥井家の中で伝来してきたのである。とすれば、『栄雅抄』は、大内家被官の速水親佑から玉信なる再編者の手を経て、再び飛鳥井家の手中に収まったということになるが、その経緯については未詳である。

注

注1 引用は、竹岡正夫『古今和歌集全評釈』（右文書院、一九八一年）によるが、奥書については延宝二年版本を用い私に改めた箇所がある。

注2 片桐洋一『中世古今集注釈書解題四』（赤尾照文堂、一九八四年）の「いわゆる『古今栄雅抄』をめぐって」。

注3 ここにいう「一禅御説」とは、『栄雅抄』にみる断り書きのそれではなく、兼良説の聞書「一禅御説」のことだと思われる。本稿の二で図示した「一禅御説」引用の典拠数に基づき指摘である。

注4 例えば、武井和人氏も『一条兼良の書誌的研究』（桜楓社、一九八七年）第1章・第3節「柿本備材抄」の中で、

兼良が『顕注密勅』を重んじていたことは、『古今集童蒙抄』の序文の中で、自身「此集に、『顕注密勅』といふは、顕昭法師が注したるを、京極中納言ひそかに是非を勸つけられたれば、歌の義理にをきては事つき侍り」と述べてゐるのが参考になる。

と指摘している。

注5 武井氏前掲書、第1章・第1節「一禪御説(附翻刻・静嘉堂文庫蔵本『全』)」「一禪御説―翻刻と解題―」(『研究と資料』第一輯、一九七九年四月)初出。猶、武井氏以前に、井上宗雄『中世歌壇史の研究室町前期』(風間書房、一九六一年)二六一―二六二頁において紹介・考察している。

注6 『蓮心院註』は、その識語より、長享三年(一四八九)三月一日から同年四月一日にかけて栄雅によって行われた『古今集』の講釈を聞書したものとされる。栄雅が慈照院こと足利義政(一四三六・一四九〇)に対して行った講釈を元とし、明応七年(一四九八)に成ったという『栄雅抄』とは内容が異なる。新井栄蔵『栄雅の 古今集注 をめぐって―古今集注釈史論―』(『国語と国文学』五二号、一九七五年九月)、泉紀子『飛鳥井家の古今集注釈―蓮心院殿説古今集註』から『栄雅抄』へ―(『国語国文』五一号、一九八三年三月)、片桐氏前掲書・二二『蓮心院殿説古今集註』について「に詳しい。」

注7 引用は、武井氏前掲書所収の資料翻刻(注5参照)による。引用は、『日本歌学大系別巻五』による。

注9 拙稿「飛鳥井家の古今集注釈と秘伝―蓮心院殿説古今集註『古今栄雅抄』の三木三鳥を中心にして―」(『国語国文学研究』第四五号、二〇一〇年一月)で、『栄雅抄』の「三木三鳥」説の構成について秘伝書との関連から考察を行った。引用は、『日本歌学大系別巻五』による。

注10 当該歌について、『顕注密勘』には次のようにある。

此歌に付て兩様あり。一には第三句はおもほえたとよむべし。其心は、常にすぐる月日はおほかるやうに覺ゆれ

ど、花見る春の心は月日のすくなき様に覺ゆと云へり。一には、いたづらにすぐる月日はなにともおほえざるに、花みる春はすくなき様に覺ゆとよめるは、其深云義也。但、あまりにや。後人の心にまかすべし。今案に、前の義まるべし。後撰歌にも、

まちくらす日はすがのねにおもほえであふよしもな
ど玉のをならん

此詞等、今歌を思へるか。然者腰句もおもほゆる心歟。おもほえずと云心には不叶。

兩説と被注たるを實義之由存也。後撰歌は、必不_レ可_三專守_二此歌_一。

注12 『蓮心院殿説古今集註』には、

一冷泉家二八嘉禄本ノ本ヲ用給。真名序ナシ。

一定家卿八貞応ノ本ヲ用給シ。真名序ノ事ナキ分ニテ本ノ左ニアリ。

一御当家二八一本アルト云ドモ、世間ニ各用ルニヨリテ貞応ノ本ニテ御相伝アリ。真名序用給ハズ。但、ステ給ニハ非ズ。(広島大学蔵本)

とあり、対冷泉家意識が明確に示されている。

注13 引用は、片桐洋一『中世古今集注釈書解題三下』(赤尾照文堂、一九八一年)による。

注14 『柿本備材抄』の仔細は、武井氏前掲書、第1章・第3節「柿本備材抄」(『柿本備材抄』の成立―兼良の注釈の基底―)、『国語国文』第五〇・一一号、一九八一年一月)、『柿本備材抄』の成立―補遺―附翻刻・校異―(『埼玉大学紀要「人文科学篇」』第三二号、一九八三年一月)、『蓮華王院旧蔵紀氏正本』土左日記』のゆくへ―堯孝所持の確認―」

(「言語と文藝」第九三号、一九八二年七月) 初出) に詳しい。猶、本文の引用は、該書所収の資料翻刻による。

注 15

引用は、『群書類従16 (和歌部)』による。

兼良の『古今集』講釈は幾度も纏められることがあったようであり、『古今集秘抄』は、『古今集童蒙抄』の異本にあたる。引用は、『武井氏前掲書所収の資料翻刻による。』

注 17

武井氏は、『一禅御説』に奥書・識語の類が無い点から、冬良や良鎮等の一条家の人々が編んだ可能性は考えにくいとし、また、兼良が歌学において歌道家より圧倒的に学識を有していたか疑問であるという点から、歌道家の人物による可能性も低いことを述べている。また、「追補」として、

孫姫か式愚問賢注抄に当社御作とありいまだ御覽しなすと仰らるゝ也 (63)

と見え、事実『愚問賢注』に「浜成の式は、光仁の詔勅に依じ、孫姫の式は聖廟製作をのこさる」(歌学大系本・一一四頁)とある。「孫姫の式は聖廟製作をのこさる」の理解には、鳥居小路経厚講・尊鎮親王記『愚問賢注抄』の「孫姫式ト八天神ノ御孫ノ姫君ノ為ニ製作セラレシ者也」(宮内庁書陵部蔵「五〇三・二二三」本)といふ注が参考になる。

聖廟・天神を「当社」といつてゐるのだから、天満宮の神人を第一に考へるべきである。まだ社を特定は出来ないけれども、これで『一禅御説』成立の背景の一端を知ることが出来た。

との指摘をしている。

注 18

井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期(改訂新版)』(明治書院、一九八七年)第一章・2「飛鳥井家の動向——宋世と雅俊

と。米原正義『戦国武士の文芸の研究』(桜楓社、一九八〇)第五章・第三節「義興および被官人の文芸」。

注 19

井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期(改訂新版)』(風間書房、一九八四年)第五章・1「冷泉家の復興と前摂政家歌合」。

〔付記〕

本稿は、平成二十二年度西日本国語国文学会(平成二十二年九月十二日、於佐賀大学)、及び、第二十二回古典研究会(平成二十二年九月二十五日、於広島大学)での口頭発表の一部を基に加筆・修正を施したものである。席上、多くの先生方からご助言を賜った。記して御礼申し上げる。

(ひだか あいこ・本学大学院博士後期課程)